

○姫路市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

平成24年12月21日

条例第66号

改正 平成30年10月4日条例第41号

令和3年3月29日条例第8号

令和3年6月29日条例第34号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 福祉ホームは、利用者（福祉ホームを利用する障害者をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 福祉ホームは、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 福祉ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

4 福祉ホームの職員は、利用者に対し、虐待をしてはならない。

5 福祉ホームは、自らが利用者の安全の確保について重要な責任を有していることを認識し、市及び関係機関と連携して、利用者が安全に安心して日常生活を営むことができるようにしなければならない。

6 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(構造設備)

第3条 福祉ホームの配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 福祉ホームの建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項に

において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。)でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての福祉ホームの建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(運営)

第4条 福祉ホームは、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務の内容

(3) 利用定員

(4) 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額

(5) 施設の利用に当たっての留意事項

(6) 非常災害対策

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) その他運営に関する重要事項

2 福祉ホームは、その運営について、姫路市暴力団排除条例(平成24年姫路市条例第49号)第7条の暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者の支配を受けてはならない。

(非常災害対策)

第5条 福祉ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に利用者に周知しなければならない。

2 福祉ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第6条 福祉ホームは、利用者に対しサービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しなければならない。

(記録の整備)

第7条 福祉ホームは、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 前条に規定するサービスの提供の記録

(2) 第16条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(3) 第17条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第8条 福祉ホームは、5人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第9条 福祉ホームは、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該福祉ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 浴室

(3) 便所

(4) 管理人室

(5) 共用室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、原則として、1人とすること。

イ 利用者1人当たりの床面積は、原則として、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。

(2) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

(3) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 共用室 利用者の娯楽、団らん、集会等の用に供する共用の部屋として、利用定員に応じて適当な広さを有すること。

3 福祉ホームの設備は、専ら当該福祉ホームの用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の配置の基準)

第10条 福祉ホームには、管理人を置かなければならない。

2 管理人は、障害者の福祉の増進に熱意を有し、福祉ホームを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

3 管理人は、姫路市暴力団排除条例第7条の暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であってはならない。

(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第11条 福祉ホームが利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに利用者金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

(勤務体制の確保等)

第12条 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。

ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第13条 福祉ホームは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(業務継続計画の策定等)

第13条の2 福祉ホームは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 福祉ホームは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第18条第1号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(秘密保持等)

第15条 福祉ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその

家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 福祉ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

第16条 福祉ホームは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 福祉ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 福祉ホームは、その提供したサービスに関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 福祉ホームは、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。
- 5 福祉ホームは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第17条 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 福祉ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
- 3 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第18条 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施す

ること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(電磁的記録等)

第19条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(居室面積の経過措置)

第2条 平成18年10月1日前から引き続き存する法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第4項に規定する精神障害者福祉ホーム又は法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の9に規定する知的障害者福祉ホーム（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、同日以降に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が福祉ホームを営む事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第9条第2項第1号イの規定は、適用しない。

附 則（平成30年10月4日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和３年３月２９日条例第８号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和４年３月３１日までの間、第１条の規定による改正後の姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する条例（以下「新指定障害福祉サービス条例」という。）第３条第５項及び第４１条の２（新指定障害福祉サービス条例第４４条第１項及び第２項、第４４条の４、第４９条第１項及び第２項、第７８条、第９５条、第９５条の５、第１１０条、第１１０条の４、第１２３条、第１４９条、第１４９条の４、第１５９条、第１５９条の４、第１７２条、第１８５条、第１９０条、第１９４条、第１９４条の１２、第１９４条の２０、第２１１条、第２１１条の１１、第２２２条並びに第２２９条第１項において準用する場合を含む。）、第２条の規定による改正後の姫路市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する条例（以下「新指定障害者支援施設条例」という。）第３条第５項及び第５９条の２、第３条の規定による改正後の姫路市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する条例（以下「新障害福祉サービス条例」という。）第３条第５項及び第３２条の２（新障害福祉サービス条例第５０条、第５５条、第６０条、第６９条、第８４条及び第８７条において準用する場合を含む。）、第４条の規定による改正後の姫路市障害者支援施設の設備及び運営に関する条例（以下「新障害者支援施設等条例」という。）第３条第５項及び第４６条、第５条の規定による改正後の姫路市地域活動支援センターの設備及び運営に関する条例（以下「新地域活動支援センター条例」という。）第２条第６項及び第２０条、第６条の規定による改正後の姫路市福祉ホームの設備及び運営に関する条例（以下「新福祉ホーム条例」という。）第２条第６項及び第１８条並びに第７条の規定による改正後の姫路市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する条例（以下「新指定通所支援条例」という。）第３条第５項及び第４６条第２項（新指定通所支援条例第５９条、第６３条、第７７条、第８４条、第８５条、第８９条、第９７条及び第１０２条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは、「講ずるよう努めなければならない」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和６年３月３１日までの間、新指定障害福祉サービス条例第３４条の２（新指定障害福祉サービス条例第４４条第１項及び第２項、第４４条の４、

第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第211条、第211条の11、第222条並びに第229条第1項において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設条例第47条の2、新障害福祉サービス条例第25条の2（新障害福祉サービス条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）、新障害者支援施設等条例第37条の2、新地域活動支援センター条例第15条の2、新福祉ホーム条例第13条の2及び新指定通所支援条例第39条の2（新指定通所支援条例第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」と、「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス条例第35条第3項（新指定障害福祉サービス条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第123条、第194条の12並びに第194条の20において準用する場合を含む。）、第73条第2項及び第92条第2項（新指定障害福祉サービス条例第95条の5、第110条、第110条の4、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第211条、第211条の11、第222条及び第229条第1項において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設条例第50条第2項、新障害福祉サービス条例第27条第2項及び第48条第2項（新障害福祉サービス条例第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）、新障害者支援施設等条例第39条第2項、新地域活動支援センター条例第16条第2項、新福祉ホーム条例第14条第2項並びに新指定通所支援条例第42条第2項（新指定通所支援条例第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは、「講ずるよう努めなければならない」とする。

5—15 〔略〕

附 則（令和3年6月29日条例第34号）
この条例は、令和3年7月1日から施行する。